

令和3年2月8日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.19 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

第3次補正予算分の情報が入りましたので、取り急ぎ概要をお知らせします。
詳細は厚労省HPにてご確認下さい。

【対象医療機関】

院内等で感染拡大を防ぐための取組みを行う、保険医療機関等

【補助基準額】

歯科(無床診療所) 25万円

【対象経費】

令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用

【提出期限】

令和3年2月28日(当日消印有効)

※期限に間に合わなかった場合は、令和3年度分として対応可能の記載あり。HP参照。

【提出先】

住所：〒119-0397
銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金担当 宛て

【提出書類】

(1) 25万円の経費の支出が終わっている場合

- ① 交付申請書(第5号様式)
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書
- ④ 申請する費用に掛かる領収書等の支出が分かるもの(写し)

(2) 25万円の経費の支出が終わっていない場合

- ① 交付申請書(第3号様式)
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚労省への請求書

※事後に事業報告が必要ですので、領収書類は保管しておいてください。

★提出書類①～③は厚労省HPよりダウンロードして下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

★問合せ先(平日9:30～18:00)

0120-336-933(厚労省医療提供体制支援補助金コールセンター)